

公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）に相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為、ハラスメント行為、その他の組織又は個人的な不正行為等の早期発見と是正、再発の防止に努めることを目的とする。

(体制・担当)

第 2 条 本連盟は、別途相談窓口を設置する。（以下単に「相談窓口」という。）

2 相談窓口は本連盟規律・裁定委員会の下に置き、その事務は規律・裁定委員会委員長が所掌する。

(相談内容及び利用者の範囲)

第 3 条 相談窓口は、不祥事対応又はその疑いに関する相談（スポーツ仲裁又は裁判等で係争中のものは除く。）を受け付けることができる。

2 相談窓口では、前項に定める範囲外の相談及び明らかに個人の職務外の行為、私怨、誹謗中傷若しくは不平不満に該当すると認められる相談には対応しない。

3 相談窓口を利用できる者（以下「利用者」という。）の範囲は、本連盟の役職員、加盟団体の役職員及び登録選手及びチーム関係者とする。

(相談の実施)

第 4 条 利用者は、別途定める相談窓口で電子メールを利用して連絡を取ることができる。

2 前項の利用方法は、相談窓口の連絡先を当法人ホームページ等に掲載する等し、利用者に周知徹底を図るものとする。

3 相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮のうえ、利用者の氏名、連絡先、相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう配慮して相談を進める旨を説明する。

4 利用者は、相談内容に係る事実について、利用者の氏名及び行為等の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努める。

5 匿名での相談は受け付けられないものとする。

6 本連盟は、利用者の保護のため、相談窓口を独立性のある機関として設置するものであり、次条の事実調査の対象となる相談を除き、相談窓口が受け付けた相談内容の詳細について報告を求めないものとする。ただし、四半期ごとに、相談窓口で受け付けた相談件数の報告を求めることができる。

(調査手続き)

第 5 条 利用者が希望する場合、又は相談窓口において事実調査の必要があると思料する場合、相談窓口は、当該利用者当該利用者が被害者等当事者でない場合は当事者の同意を含む。）の同意を得て、相談窓口から規律・裁定委員会に付託して事実調査を行う。ただし、当該相談が当法人の組織運営もしくは財務に関わる問題である場合、利用者の同意を得ずに、規律・裁定委員会に事実調査を付託することができる。

2 規律・裁定委員会は、相談窓口から前項の付託を受けた後遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で事実調査を行う。

3 規律・裁定委員会は、必要に応じて本連盟事務局、その他専門委員会、加盟団体又は準加盟団体に事実調査の支援を要請することができる。

4 事実調査に関与する者は、規律・裁定委員会と協力・連携して対応するものとする。

5 本連盟は、相談者の連絡先が確保できないこと等によって、本規程に定める事実調査、その他の責務を遂げることにより著しい支障を来す場合にはその責務を免除されるものとする。

6 規律・裁定委員会は、事案の内容に応じて、適宜、規律・裁定委員会を開催し、調査方針、事実調査担当者等を決定するなど対応するものとする。

(情報等の保護)

第 6 条 相談窓口及び事実調査に関与する者は、正当な理由なく、相談の内容、利用者の個人情報及び事実調査の過程で知り得た事実等、相談窓口及び事実調査に関与することによって得た一切の内容を漏洩若しくは開示してはならない。

2 本連盟、加盟団体及び準加盟団体は、利用者が相談窓口を利用したことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(調査の方法)

第7条 本連盟は、通報内容の調査及び是正措置等を、原則として事案が発生した団体が所属する加盟団体に依頼する。ただし、本連盟が必要と判断した場合は、本連盟が直接調査し、その措置について審議、決定することができる。

2 調査を依頼された団体は、公正かつ公平に調査を実施するものとし、その調査結果を速やかに本連盟に報告する。この場合において、当事者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

3 第11条第1項の定めにかかわらず、以下に該当する場合は、本連盟及び加盟団体は調査等の措置を講じないものとする。

- (1) 通報者又は被害者が被通報者に対する措置を望まない場合
- (2) 通報者、被害者、被通報者又は対象行為に関する十分な情報が提供されないことにより事実関係の調査が困難と本連盟が判断した場合
- (3) 警察、自治体若しくはこれに付設された機関、学校、他のスポーツ団体等の同種の機関又は本連盟加盟団体等により既に対応済み又は調査中の事案の場合
- (4) 既に法的紛争となっている又は今後法的紛争となることが合理的に見込まれる場合
- (5) 上記のほか、本連盟又は加盟団体が調査を行うことが明らかに適切でないとする場合

(調査結果に基づく対応)

第8条 本連盟又は所管の加盟団体は、前条の調査の結果、暴力行為等が明らかになった場合には、当該行為者及び当該加盟団体等への懲罰処分又は再発防止措置等の適切かつ相当な措置を講ずるものとする。

- (1) 本連盟は、前項の措置終了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、通報者に対し、当該措置の内容を通知することができる。
- (2) 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、本連盟は当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。
- (3) 本連盟は、通報者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、通報内容、調査の結果及び是正措置の内容等について公表することができる。

(懲罰等)

第9条 本規程への違反行為者は、社会の諸規範、本連盟の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(相談窓口設置等にかかる費用等)

第10条 相談窓口設置等にかかる費用については、本連盟が負担とする。

(補則)

第11条 その他相談窓口について必要な事項は、規律・裁定委員会で定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和4年9月4日から施行する。